



第2部 実務編

第1章 広域化実現までの手続の概要

広域化実現までの手続の概要は次のとおりです。（基礎編第4章第1節・第5節参照）

市町村ごとに消防力の確認

- ・ 地域の消防力の現況と将来の見通しの整理、課題の把握



関係市町村間による事前協議

- ・ 都道府県推進計画に基づく広域化対象市町村による方向性の検討
- ・ 協議会設置に係る所要事項の協議
- ・ 協議会規約案の作成



関係市町村議会の議決

- ・ 協議会設置に関する議案及び規約案の議決



関係市町村長による協議

- ・ 協議により規約を定める



協議会の設置

- ・ 協議会を設置した旨及び規約の告示
- ・ 都道府県知事への届出
- ・ 広域消防運営計画の作成



関係市町村間による事前協議

関係市町村議会の議決

- ・ 組合設置又は事務委託に係る規約案の議決



関係市町村長による協議

- ・ 協議により規約を定める



（組合設置の場合）

- ・ 都道府県知事の許可

組合設置

- ・ 組合を設置した旨及び規約の告示

（事務委託の場合）

事務委託

- ・ 事務を委託した旨及び規約の告示
- ・ 都道府県知事への届出

第2章 協議会設置までの手順

任意協議会でも広域化に向けた協議や広域消防運営計画の作成は可能ですが（基礎編第4章第5節参照）、本章では法定協議会の設置までの手順について説明します。

第1節 手続の流れ

協議会を設置する場合には、地方自治法の規定に基づき、以下の手続が必要となります。

- ・ 関係市町村による事前協議、規約案の作成



関係市町村議会の議決

- ・ 協議会設置に関する議案及び規約案の議決



関係市町村長による協議

- ・ 協議により規約を定める



協議会の設置

協議会を設置した旨及び規約の告示

都道府県知事への届出

第2節 協議会の規約

協議会の設置に当たっては、関係市町村の議会の議決を経て規約を定めることとなりますので、協議会規約案について関係市町村間であらかじめ協議を行う必要があります。

協議会の規約は、地方自治法の規定により、次に掲げる事項につき規定を設けなければなりません。

- ① 協議会の名称
- ② 協議会を設ける普通地方公共団体
- ③ 協議会の管理し及び執行し、若しくは協議会において連絡調整を図る関係普通地方公共団体の事務又は協議会の作成する計画の項目

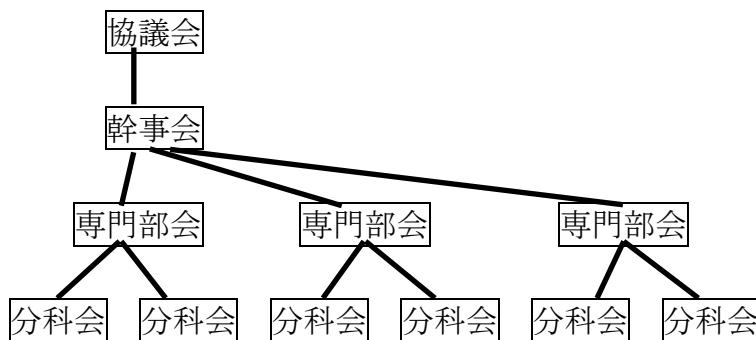
- ④ 協議会の組織並びに会長及び委員の選任の方法
- ⑤ 協議会の経費の支弁の方法

規約の例は第3部資料編を参照してください。

第3節 協議会の組織

第1 協議会組織体系図

協議会の組織体系図の例は次のとおりです。



専門部会や分科会は協議事項に応じて設置することになります。

第2 協議会（本体）の構成例

協議会は、例えば、市町村長、副市町村長、消防長、消防団長、各市町村議会議員、学識経験者等により構成することが考えられます。また、協議会の役割は、次の事項が考えられます。

- ・ 広域消防運営計画の決定
- ・ 広域化に関する各種協議 等

第3 幹事会の構成例

幹事会は、例えば、副市町村長、消防主管部課長、消防長、消防団長等により構成することが考えられます。また、幹事会の役割は、次の事項が考えられます。

- ・ 事務レベルの最高機関としての調整
- ・ 協議会会議の議案調整
- ・ 協議会運営の総合調整
- ・ 各種スケジュール調整
- ・ 専門部門間調整 等

第4 専門部会の構成例

専門部会の種類は、例えば、総務部会、警防部会、通信部会、予防部会等が考えられ、その種類に応じて、消防主管部課長、関係課長等により構成することが考えられます。また、専門部会の役割は、次の事項が考えられます。

- ・ 現況調査のとりまとめ
- ・ 調整原案のとりまとめ
- ・ 分科会間の調整進行管理 等

第5 分科会の構成例

分科会の種類は、例えば、人事、給与、予算、財政、例規、警防、救助、救急、通信、火災予防、火災調査、査察、指導、危険物等が考えられ、その種類に応じて、消防主管課長、関係課長、係長等により構成することが考えられます。また、分科会の役割としては、次の事項が考えられます。

- ・ 現況調査の作成
- ・ 調整原案の作成
- ・ 事務担当者レベルの調整 等

第6 事務局

広域化の協議において、事務局が果たす役割は大きく、協議の準備段階からしっかりした体制にし、それぞれの部課の業務をよく知っていて、各部課の中核を担うような人材を事務局に配置する必要があります。

協議会はその法的性質上、固有の職員を有しないので、関係市町村の職員をもってその事務を処理することになります。したがって、例えば、関係市町村長が協議により協議会の職員の定数及び各市町村の定数配分を定めた上で事務局の職員に発令し、事務に従事させることになります。

第7 協議会の事務所をどこに置くか

協議会の事務所の位置が協議会設置に当たって問題となる場合があります。協議会の会長が関係市町村の首長である場合には、当該市町村に事務所を置くことが多いのですが、その位置が協議の主導権をどこが握るかという問題と同一視されてしまい、事務所の設置に当たってはこの点に配慮が必要な場合があります。

例えば、協議会の事務所を設置する市町村と、広域化の準備のための事務所を設置する市町村を別にするなどの方法も考えられます。また、協議会の開催会場についても、関係市町村からの交通利便性等も配慮しながら、持ち回りで開催するなどの方法も考えられます。

第8 誰が協議会の会長となるのか

協議会の事務を掌理し協議会を代表する者が会長です。

誰が会長になるかはケース・バイ・ケースですが、関係市町村長のうち当選回数・年齢等の高い者や、人口規模等を勘案することが想定されます。また、逆に、円滑な協議をするために、当選回数の少ない市町村長や小規模市町村の首長を選ぶことも想定されます。

また、学識経験者が会長となることも可能ですので、長期的な視点や中立的な立場の調整を期待して、関係市町村の外部の者を会長に充てることも考えられます。

いずれにせよ、会長は協議会の事務を掌理し、協議会を代表する立場から、リーダーシップを発揮する必要がありますので、これに留意しつつ、皆が納得するルールにのっとって充てるべきと考えます。

第4節 住民意向調査

広域化に関する住民の意識を探るのが住民意向調査です。何について、どのような方法で調査し、その結果をいかなる形で活用するかは、協議がどの段階にあるかで異なってきます。

協議の初期の段階では、広域化に対する認知度や広域化した場合の市町村に何を期待するかなど、住民の広域化に対する意識や要望を把握することが考えられます。

住民意向調査を実施する際は、住民に提供される情報の客観性や公平性も重

要です。

第5節 協議会の開催回数、開催時期はどれくらいか。

協議会における協議期間に合わせて広域化の期日が決まる事例や、広域化の目標期日があって協議会における協議が本格化し、期日に合わせて協議スケジュールを決定している事例などがあります。協議や調整に要する日数、分科会等における作業量などを考慮した上で、拙速とならないための協議回数及び期間が必要です。

また、広域化を実現した事例をみると、協議会を設置してからおおむね2～3年程度で広域化を実現しています。広域化の推進期限が平成30年4月1日とされていることも踏まえ、準備期間も含めて、効果的・効率的に協議が進められるスケジュールを設定する必要があります。

第3章 協議会の事務の流れ

第1節 特に留意すべき点について

協議会の事務の流れにおいて、特に留意すべき点として、以下のような事項が挙げられます。

- ・適切なスケジュールを作成し、その管理に留意すること。特に、関係する全ての市町村長のスケジュールを調整するのは困難であると想定されることから、年度計画として協議会の開催日を確保すること。
- ・協議会において協議すべき事項と、幹事会、専門部会等において調整する事項の整理を行うことで、協議会において協議すべき事項を重要事項等に絞り込み、効果的・効率的な協議を進めること。
- ・協議会運営全般にわたり、他の地域の事例（特に地域特性や関係市町村数などが類似した事例）の情報を収集し、参考とすること。
- ・協議の透明性を高め、住民や地域団体等に積極的・効果的な情報提供を行うこと。
- ・近年、協議等を行ってきた団体においては、その経験と蓄積を活かした取組を行うこと。

第2節 協議会設置の準備期間

各市町村の消防主管課長等からなる協議準備会をできるだけ早く立ち上げる必要があります。他の地域の事例の資料等を収集・勉強することにより、早急に協議の全体像を把握するとともに、協議会設置後直ちに本格的な作業に取りかけられるよう、以下の作業を行う必要があります。

- ・協議会事務所の確保
- ・協議会会長・委員人選の支援
- ・協議会規約案の作成
- ・各市町村へ協議会設置議案提出の要請
- ・事務局予算案の作成
- ・各市町村の負担金額案の作成
- ・各市町村へ協議会関係補正予算案提出の要請
- ・当該協議会と地域特性、関係市町村数等が類似していると考えられる他の事例における協議の進め方等に係る情報の収集 等

また、組織体系図、職員配置図、スケジュール表、協議フロー等の資料を具体的に作成し事前に職員に周知することにより、全職員が組織体制及び作業の全体像・目的・内容・手順を明確に理解できるようにする必要があります。

第3節 広域消防運営計画の協議期間

まずは、広域消防運営計画の項目として、基礎編（第5章第2節）で示した基本7項目（広域化の方式及びスケジュール、広域化後の組織、職員の処遇等、施設整備、経費負担等、消防団との連携確保、防災・国民保護担当部局との連携確保）を中心に広域化に向けて協議する必要がある項目を決定します（実務編第4章参照）。協議会においては、これらの項目を並行して協議していくこととなります。なお、組合設置又は事務委託に係る規約を協議会の審議事項にすることも考えられます。

第4節 新体制への移行期間

広域化後の新体制へ移行するにあたり準備事務局を設置することになりますが、協議会の事務局を広域消防運営計画作成後も広域化の期日まで存続させ、当該協議会事務局が新体制移行の準備を行う事例もあります。なお、協議会を廃止しようとするときは、地方自治法の規定により、関係市町村の議会の議決が必要です。

当該準備事務局において、協議会で決定した調整事項等について具体的な調整・準備作業を行います。特に、例規等の制定・改正には多くの時間を要することに留意しなければなりません。専門部会等ごとに制定・改正しなければならない例規を抽出し、例規の内容や制定・改正時期について決定します。

また、職員への内示を早めに行うことにより新体制へのスムーズな移行が可能となります。特に、指令センターに勤務予定の職員は、管轄内の地水利、指令装置操作等の研修を行う必要があります。

第4章 広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項

広域化実現のため必要な協議項目については、広域化対象市町村の状況等により様々なものが考えられますが、一般的には次のような項目について協議する必要がありますと考えられます。広域化に係る協議の際に、これらの事項について十分協議の上、可能な限り具体的に広域消防運営計画において定めることが望まれます。

第1節 広域化の方式及びスケジュール

第1 広域化の方式

一部事務組合、広域連合又は事務委託など、いずれの方式で行うかを検討します。

広域化対象市町村の数や規模、各消防本部の現状の体制などを踏まえ、各方式について比較検討を十分に行った上で、最も適切と考えられるものを選択します。

なお、組合方式の場合は、例えば、組合議会の運営などの事務が新たに生じる場合もあることから、これらの事務に対する構成市町村の具体的な支援方針を取り決めておく必要があると考えられます。

第2 スケジュール

選択した方式による広域化に必要な法的手続や以下に掲げる各協議項目についての調整・決定と準備・実行の手順など、広域化実現に向けての具体的なスケジュールを検討し、項目ごとの目標年次や予定時期を示した全体計画を策定します。

第2節 組織

第1 消防本部

ア 位置

広域化後の消防本部の位置については、新たな管轄区域についての地理・人口、都市構造、交通・通信などの諸状況や広域化前の各消防本部や広域化後の署所の位置、各本部庁舎の耐用年数、移転・改築して設置する場合の費用等を勘案し検討する必要があります。

イ 名称

広域化後の新しい消防本部の名称を検討します。一部事務組合等による消防本部の場合、その名称が長くなる傾向がありますが、住民にとっての呼びやすさや分かりやすさ等も考慮して、なるべく簡素な名称とするような配慮も必要です。

ウ 組織

広域化のメリットを最大限に生かすために、次のような点に留意して検討する必要があります。

- ① 総務・指令部門の人員を集約効率化し、警防、救助、救急、予防等住民に対して直接消防サービスを提供する現場部門を充実させることに配慮し、課・係の設置、分掌事務、定員配分などについて検討すること。
- ② 本部で行う管理的業務と各消防署の庶務業務などのように他機関と重複する可能性のある業務について分担を整理すること。

エ 権限

広域化後は、管轄区域が広くなり組織も大きくなることから、例えば、現場指揮権や査察執行体制及び消防団事務等について本部と消防署の権限を明確にしておく必要があります。

オ 部隊運用等

広域化後の署所の配置や人員・車両の体制などを踏まえ、全ての消防事象に対し、迅速かつ効果的な消防活動が統一的に実施できるよう、平時の災害及び大規模災害への出場体制、部隊運用等について検討し、活動計画を策定して下さい。検討に当たっては、以下の内容に加えて、必要に応じて、各種応援体制やメディカルコントロール体制等についても検討します。

- ① 災害規模に応じた出場車両及び台数の選定について
- ② 消防戦術に関することについて
- ③ 無線用語の統一など災害通信に関することについて等

カ 指令センター

指令センターについては、災害現場活動の初動の根幹を担う組織であることから、次のような点に考慮して検討する必要があります。

- ① 広域化前の各本部の指令センターの状況の把握
指令台の規模と機能、設置（更新）年月、指令要員の数、勤務形態、指令件数等
- ② 広域化後の指令センターの設置計画について
既存の指令センターの活用の可能性、指令センターの新設の必要性、備えるべき高度機能、通信条件・環境等
- ③ 指令センターの運用について
要員の数、勤務形態、指令センターの権限

第2 消防署

ア 管轄区域

消防署や出張所は迅速で効果的な消防サービスを提供することが求められる第一線の機関であることから、全体として現場到着時間の短縮に繋がるとともに、より効果的な消防活動が可能となるよう管轄区域設定を検討する必要があります。

イ 消防署等の配置

広域化後の消防本部の管轄区域や管内の消防署所の配置の現状をもとに、出動体制、到着時間区域、管内の地理・交通状況等を踏まえて、適切に署所等を配置するように検討してください。

また、市街地に該当しない地域に署所を新たに設ける場合は、消防団や既設署所との連携などを考慮し、地域実情に応じた署所の規模と配置を検討してください。

ウ 非常備町村への署所の配置等

非常備町村に新たに署所を設ける場合は、人口世帯数、市街地、火災・事故件数、消防団活動など、その町村の状況を勘案して署所の配置を検討してください。

市街地に該当しない地域の場合は、前記イに加え、駐在所や分遣所等の設置等の効果的な手法についても検討してください。

エ 名称

消防署所の管轄区域や設置場所などを踏まえ、名称を検討します。

住民にとって分かりやすいこと、また変更に伴う混乱が生じないように配慮する必要があります。

第3 勤務形態

広域化前の各消防本部の勤務形態（例えば2交替制か3交替制か等）や、新しい本部の人員配置計画、変更となる職員への影響などを踏まえて、効果的な消防活動を確保するため、どのような形態を選択するか検討してください。

第4 人員配置及び採用計画

ア 広域化後の定員配置

住民サービスの向上を図る観点から、警防、救助、救急、予防などの現場部門の充実につなげるとともに、本部及び各署所にその組織や業務に見合った定員数を適切に配分するように検討してください。

イ 採用計画

職員の年齢別構成が均衡のとれるように、現在の職員構成を分析し、今後の退職者の見込みや総定員数の計画を踏まえ検討してください。

ウ 職員の配置

各所属の職員の年齢構成のバランスや保有資格、職員の通勤、参集の条件なども考慮し、新本部としての一体性の早期確保が図られるよう各職員の配置案を検討してください。

第3節 職員の処遇等

次のような事項について、消防職員委員会制度を活用するなど職員の意見も聞いたうえで検討してください。

第1 任用

広域化により消防本部の主体が変われば、例えば、市の職員から一部事務組合の職員になるなど、職員の任命権者や所属団体も変わることになります。組合方式、委託方式など選択した広域化の方式に伴う、任命権者や身分の異動の有無について整理してください。職員の所属団体が変わる場合には十分に説明を行ってください。

第2 給料

新たに適用する給料表や、それに基づく個々の職員の号級の決定等について検討してください。各団体の給料表の制度やその運用を踏まえ、経過措置を設けて段階的に適用している例もあります。

なお、消防職員に適用されている給料表は、行政職給料表と国の公安職給料表に準じた給料表がありますが、消防職員については、その職務の危険度並びに勤務の態様の特殊性等に鑑み、国の公安職給料表に準じた給料表を適用することが望ましく、その旨、国から通知が出されていること（昭和26年3月16日国消警発第58号国家消防庁管理局長）も参考としてください。

第3 諸手当

特に出勤手当等各団体の特殊勤務手当の支給実態を踏まえ、適切な手当の種類、金額等を検討してください。

第4 階級

消防吏員の階級は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定めるとされており、消防庁の告示で階級の種類と管轄人口や消防吏員数に応じた消防長の階級の基準が定められています。この消防長の階級を最上位として、新しい本部の職務分類等に応じた、階級を定める必要があります。

なお、広域化が行われた場合、広域化が行われる前に消防長であった者が消防吏員でなくなる日までの間、従前用いていた階級を用いることができるとする経過措置が消防組織法に設けられています。

第5 教育、訓練、研修等

広域化のメリットとして、救急救命士等の専門スタッフの充実があげられます。広域化により職場の規模が大きくなり職員数も多くなることから、初任教育、救急救命士等の業務に必要な資格取得や消防学校等への研修派遣等の充実について長期的な視点も踏まえながら検討してください。

第6 貸与物品

制服をはじめとする現在の各本部の貸与物品の種類、形状、貸与期間等を踏まえ、広域化後の貸与物品の形式の統一等について検討してください。

第4節 施設整備

第1 消防施設計画

現在保有している車両や資器材の供用可能年数、新本部体制の下での配備予定数などを勘案し、整備費用の見通しも含めた中長期的な消防施設等の整備計画について検討してください。従来整備できなかった高度な設備等の導入についても、あわせて検討してください。

第2 通信施設

広域化に伴い、既存の指令センター施設の耐用年数・機能等を考慮し、管轄人口に見合った指令センターの位置・規模・機能を検討してください。あわせて、指令センターの規模が大きくなるため、バックアップ体制の確保など、保守体制の強化についても検討してください。

また、使用する消防救急無線の波数及び周波数について、都道府県で策定された消防救急無線の広域化・共同化の整備計画等も見据えて検討してください。

第5節 経費負担等

第1 経費負担方法

負担割合については、基準財政需要額の割合で負担する方法、人口割合で負担する方法、基準財政需要額割合と人口割合の両方を勘案して負担する方法等いろいろな方法が考えられますが、構成市町村で十分に検討してください。

なお、共通経費、庁舎建設や車両整備等の投資的経費など、経費の種類により負担方法を別に定めることも考えられます。

第2 財産の取扱い

広域化前の各消防本部の建物、土地、車両等の財産や施設の整備に伴う地方債等の債務について、広域化後の消防本部にどのように引継ぐかについて検討してください。

第3 財政計画

広域化前後の財政負担の相違も広域化の成否を決める大きな要素の一つであることを踏まえると、適切な財政シミュレーションを行うことは極めて重要です。市町村長や財政当局も含めた全ての関係者が、人口減少社会における地域の将来の消防力の見通し等を踏まえ、広域化の目的・必要性等を十分に認識した上で、長期的な視点に立ち、財政シミュレーションを行う必要があります。消防広域化推進アドバイザーの助言を参考にすることも可能です。

第6節 消防団等との連携確保

第1 通常時の連携体制

消防本部を広域化した場合にも、引き続き両者の連携を確保するための方策として、

- 常備消防の管轄区域の複数の消防団の団長の中から、連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整の確保
- 平素からの各消防団合同又は消防本部を含めた訓練等の実施
- 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

等が考えられるところであり、地域の実情に応じて両者の連携確保を図る具体的な方策を検討してください。

また、消防に関する民間団体と連携している場合は、広域化後におけるその連携方法等について検討しておく必要があると考えられます。

第2 災害時の連絡体制

災害発生時等の消防団や自主防災組織等との連絡手段や体制について検討してください。

第7節 防災・国民保護担当部局との連携確保

災害や有事の時には、消防職員と市町村の防災・国民保護担当部局の職員との連携が特に重要です。そのために、市町村の管内情勢を熟知し、実際の災害現場の状況を逐次把握している消防本部の幹部が市町村災害対策本部の本部員となることも、一つの有効な方法であると考えられます。なお、市町村災害対策本部の本部員については、これまで市町村の職員のうちから任命することとされており、組合方式や委託方式の場合は、その区域を管轄する消防長等をあらかじめ災害対策本部を設置する市町村の職員に併任する必要がありましたが、平成25年6月21日に災害対策基本法が改正され、併任の発令なしに、当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指定する消防吏員を市町村災害対策本部の本部員とすることができるようになりました。

その他にも、

- 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
 - 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
 - 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
 - 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
 - 総合的な合同防災訓練の実施
 - 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
 - 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保
- などの方法も考えられます。

これらを参考に、広域化した場合の災害対策基本法の考え方に留意しつつ、災害時、平時を通じた両者の連携確保等を検討してください。

第5章 新体制へ移行するまでの具体的な手続

新体制へ移行するまでには、地方自治法の規定に基づき、以下の手続が必要となります。

- ・ 関係市町村間による事前協議

関係市町村議会の議決

- ・ 組合設置又は事務委託に係る規約案の議決

↓

関係市町村長による協議

- ・ 協議により規約を定める

↓

(組合設置の場合)

- ・ 都道府県知事の許可

組合設置

- ・ 組合を設置した旨及び規約の告示

(事務委託の場合)

事務委託

- ・ 事務を委託した旨及び規約の告示
- ・ 都道府県知事への届出

新体制へ移行するまでに、協議会で決定した様々な調整事項について具体的な調整・準備作業を行うこととなりますが、本章では、主に、地方自治法において規定されている内容に沿って説明します。

なお、特にこれらの手続については、市町村の首長部局や都道府県が積極的に支援することが期待されます。

第1節 一部事務組合の設置手続

協議会等において一部事務組合の設置に係る規約案を作成します。関係市町村の議会の議決を経て、関係市町村間の協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設置します。

なお、消防組合の構成市町村数を増加させる場合や消防組合以外の組合が処理する事務に消防事務を加える場合も、同様の手続が必要となります。

第1 規約案の作成

一部事務組合の規約は、地方自治法の規定により、次に掲げる事項につき規定を設けなければなりません。

- ① 一部事務組合の名称
- ② 一部事務組合の構成団体
- ③ 一部事務組合の共同処理する事務
- ④ 一部事務組合の事務所の位置
- ⑤ 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- ⑥ 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法
- ⑦ 一部事務組合の経費の支弁の方法

規約例については、第3部資料編を参照してください。

第2 関係市町村の議会の議決

地方自治法の規定により、関係市町村が一部事務組合を設置するときは、その議会の議決を経なければなりません。議会の議決は関係市町村の協議に先だって行われるところ、議決の対象は協議の内容にまで及ぶものであることから、議案には規約案を添付する必要があります。

なお、一部事務組合の設置に加え、構成市町村の数の増減、共同処理する事務の変更、一部事務組合の規約の変更、一部事務組合の解散及び財産処分の場合に必要とされる協議については、関係市町村の議会の議決を経る必要があります。

第3 関係市町村の協議

関係市町村の長は、議会の議決に基づいて協議を行い、規約を確定させることとなりますが、実際には、議会の議決前に関係市町村間で事実上の協議を行うこととなります。なお、地方自治法上の協議が整ったことを示すためには、関係市町村の長の連名による協議書を作成します。

第4 設置の許可

地方自治法の規定により、一部事務組合の設置については都道府県知事の許可が必要です。関係市町村の長は協議によって定めた規約を添えて都道府県知事に申請します。

第2節 広域連合の設置手続

第1 設置手続

広域連合の設置手続は、おおむね一部事務組合と同様であり、関係市町村の議会の議決を経て、関係市町村間の協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、広域連合を設置します。

第2 一部事務組合との違い

広域連合は、事務の共同処理という性格だけにとらわれることなく、政策・事務の広域的な連絡調整や総合的かつ計画的な対応・処理という目的のため、国・都道府県からの事務・権限の受入体制としての機能を果たすことも含めて制度化されたものであって、①住民をも構成員としていること、②組織する地方公共団体に対して一定の勧告ができること、③国・都道府県の事務の配分も受けることができること等が、一部事務組合と異なる仕組みです。

具体的には、例えば、①広域連合の場合は広域にわたる総合的な計画（広域計画）を作成しなければならないこと、②一部事務組合の管理者には認められている充て職が広域連合の長には認められず広域連合の選挙人の直接投票又は構成団体の長による選挙に限られていること等が、一部事務組合と異なります。また、広域連合の規約は、地方自治法の規定により、次に掲げる事項につき規定を設けなければならないとされており、一部事務組合と一部異なります。

- ① 広域連合の名称
- ② 広域連合を組織する地方公共団体
- ③ 広域連合の区域
- ④ 広域連合の処理する事務
- ⑤ 広域連合の作成する広域計画の項目
- ⑥ 広域連合の事務所の位置
- ⑦ 広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- ⑧ 広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法
- ⑨ 広域連合の経費の支弁の方法

第3節 事務委託の手続

事務委託の手続は、協議会設置の手続（実務編第2章参照）と同様であり、関係市町村の議会の議決を経て、関係市町村間の協議により規約を定め、事務を委託（受託）した旨及び規約を告示するとともに、都道府県知事へ届け出ます。なお、都道府県知事の許可は不要です。

事務委託の規約は、地方自治法の規定により、次に掲げる事項につき規定を設けなければなりません。

- ① 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体
- ② 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ③ 委託事務に要する経費の支弁の方法
- ④ 前各号に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

第4節 その他

第1 例規の見直し及び予算の準備

新たな体制で消防事務を処理するためには、条例を含む例規の制定・改正及び予算が必要となります。

例規については、協議会の専門部会等ごとに制定・改正しなければならないものを抽出し、その内容や制定・改正時期について検討しておきます。制定・改正の準備に要する事務量は膨大になることが想定されますので、計画的に準備する必要があります。

第2 長及び議員の選出 選任準備

一部事務組合の場合、その議員の選挙の方法及び管理者の選任の方法は規約事項とされており、議員については関係市町村の議会において議員の中から選挙するという場合が多く、また、管理者については、関係市町村の長の職にある者をもって充てる（いわゆる「充て職」）又は関係市町村の長の互選による、とする場合が多くなっています。

広域連合の議会の議員及び長の選挙の方法も規約事項とされていますが、住民の直接投票か、関係市町村の議会の議員又は長の選挙により選出されなければならない、充て職は認められていません。

第3 職員の身分の移管

組合の執行機関の職員に関する事項は規約事項とされており、職員を置くことやその選任方法、定数について規約で定めることになります。一般的に、職員は一度構成市町村を退職した上で、組合が当該職員を採用することが想定されます。なお、組合の執行機関の職員は構成市町村の職員を兼ねることができる旨地方自治法で規定されており、構成市町村の職員を組合に併任させ、新規採用職員については組合で採用することとしている事例もあります。

組合の消防職員の階級については、新体制の下で「消防吏員の階級の基準」（消防庁告示）に従う必要があります。

第4 住民への周知

新体制への移行にあたり、広域化の方式に応じて、次の法律事項を踏まえ、住民に周知することになります。

一部事務組合の場合は、地方自治法においてこれを一般に周知する手続は明記されておらず、また、規約を告示することは法的に要求されていませんが、一部事務組合の成立とその規約の内容は告示することが適当です。

広域連合の場合は、都道府県知事はその設置を許可したときはただちにその旨を公表すること及び広域連合の長は規約が定められたときは速やかにこれを公表しなければならないことが地方自治法に規定されています。

事務の委託の場合は、規約を告示することが地方自治法に規定されています。その他、ホームページや広報誌等により、住民に周知することが考えられます。

第6章 都道府県・国の役割

第1節 都道府県の役割

広域化対象市町村において協議が行われる段階の都道府県の役割について説明します。

第1 必要な調整

消防組織法第33条第4項では、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあった場合、市町村の消防の広域化に関し、市町村相互間の必要な調整を都道府県知事が行うことを規定しています。

「必要な調整」とは、広域化対象市町村から求めがあったときは、都道府県が、当該市町村と当該市町村が消防の広域化を行う相手方と想定している市町村との間の広域化に関する事項について、幅広く仲介、連絡調整等を行うことを意味しています。具体的には、関係市町村相互間の話し合いが行き詰まった場合などに都道府県が積極的に調整に乗り出すこと等が想定されます。

なお、都道府県が行動を起こす契機となる「市町村の求め」については、市町村長限りで行うことができるものであり、議会の議決等は必要ありません。

第2 勧告

消防組織法第38条において、「都道府県知事は、必要に応じ、消防に関する事項について、市町村に勧告」することができるとされています。ここでいう消防に関する事項とは、消防に関する一切の事項とされており、消防の広域化に関する事項についてもその対象となります。

平成18年の法律改正により、都道府県の広域化に関する法的な位置付け及び役割が明確にされ、都道府県による消防の広域化への積極的な取組が一層期待されるところです。

広域化対象市町村の中には、広域化の協議を始めたものの、様々な事情で協議が行き詰まり、広域化の是非を含めた協議自体が行われない状態に陥ってしまうこともあり得ます。そのような状態が長く続くと、協議を進めることはより難しくなり、十分な議論を経ないまま協議が頓挫してしまう可能性が高くなります。

そのような事態を打開するためにも、より積極的な役割を果たすこととなった都道府県知事が地域の実情を十分勘案のうえ、協議を推進するよう勧告する

ことも広域化の推進には有効です。

具体的に勧告を行う場面としては、広域化対象市町村が、推進計画に基づく広域化の協議を全く行っていない場合、協議が止まっている場合又は協議の進展が遅く基本指針の期限までに広域化の見込みが立たない場合等が考えられます。このような状況において、協議を開始し、協議を再開し又は協議を速く推進する等のために必要な措置を勧告することができます。

「必要な措置」の内容としては、具体的には、

- ① 協議を開始すること
- ② 広域化までのスケジュールを考慮して広域化の方式や消防本部の位置及び名称等を一定の時期までに協議すること
- ③ 全会一致を必要とする条件のため協議が事実上止まっているときなどに意見決定方式について再度協議すること
- ④ 広域化の協議について事務局が基となる案を示して議論を推進すること
- ⑤ 基本指針の期限が迫っている場合に頻度を増して協議を行うべきことなどが考えられます。

第3 重点地域の指定

平成25年4月1日に基本指針が改正され、推進計画に定める組合せを構成する広域化対象市町村のうち、まずは広域化の必要性がより高い小規模消防本部所在市町村・非常備町村や広域化の気運が高い地域の広域化を実現することを通じて推進計画上の組合せの広域化を着実に推進するため、国・都道府県の支援を先行して集中的に行う重点地域の仕組みが設けられました。

重点地域の指定は、市町村の消防の現況及び将来の見通し、市町村の意見その他地域の実情を勘案して都道府県知事はその判断により行うものであり、重点地域の指定の対象となる地域の具体的な目安としては、例えば以下のようなものが考えられます。

- ①「今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域」
 - ・当該地域内に管轄人口が10万未満の消防本部を含んでいること
 - ・当該地域内に非常備町村を含んでいること 等
- ②「広域化の気運が高い地域」
 - ・当該地域内の市町村長が広域化を行うこと又は広域化に向けた協議を行うことを明らかにしていること
 - ・当該地域内の市町村において消防指令業務の共同運用の検討又は実施がなされていること 等

特に、次の消防本部又は町村を含む地域については、可能な限り重点地域として指定することが期待されています。

- ・ 職員数が少ない（例えば50人以下）小規模消防本部で、特に今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがあると考えられる消防本部
- ・ 非常備町村
- ・ 広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部

重点地域の指定は、広域化の気運の高い地域からの意向を踏まえて行うことも想定されますが、重点地域の指定を行うことにより広域化の気運を高めることができることも考えられることから、都道府県が本制度を積極的かつ効果的に活用し、「今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域」において広域化の気運を高めるため、重点地域の指定を行うことも期待されます。

なお、各都道府県においては、重点地域の指定を行った旨及び当該重点地域に対する支援の内容を公表する際には、できるだけ多くの住民が知ることができるような方法により行うことが必要です。

第4 推進計画の変更

実際に広域化の協議が各地域において行われる中で、諸般の情勢の変化により、当初、推進計画に定めた組合せ以外の組合せによる広域化の熟度が高まってくる場合もあり得るものと考えられますが、当該組合せによる広域化が基本指針の趣旨に合致するものである場合には、都道府県において適時適切に推進計画を変更することも可能です。

特に、市町村の組合せを検討する際の考え方については、従来、管轄人口30万以上という目標が掲げられていましたが、平成25年4月1日に基本指針が改正され、今後の広域化の推進の方向性として地域の実情を勘案することとしたことを踏まえ、各都道府県におかれては、必要に応じて地域の実情を踏まえた組合せを検討し、現行の推進計画の見直しを検討することが求められます。

また、基本指針の改正に伴い創設された重点地域は、原則として推進計画に定める広域化対象市町村の一の組合せの範囲内で指定されることを想定していますが、二つ以上の組合せにまたがる地域を指定することも可能であり、その場合は、指定後速やかに推進計画を変更することにより、推進計画上の組合せと重点地域の整合を図る必要があります。

第5 都道府県の積極的な関与の方法

都道府県の役割について、第1から第4までで述べたとおりですが、①関係市町村の協議会の設立や運営における助言、②協議の過程において利害の対立等が見られた際の調整、③広域化に伴う組合の設立や運営に関する助言及び④広域化までの過程における市町村のニーズに応じた財政支援又は職員派遣等による事務負担の軽減等について一層の取組が期待されます。

特に、協議会への人的支援は有効な方法です。これまでに、都道府県の職員を協議会に派遣するなど、都道府県が広域化の協議に積極的に関与したことにより、広域化を実現した先進事例もあります。

また、都道府県が関係市町村に対して補助金等の財政支援を行うことも有効です。国としても、このような補助金等に対して特別交付税措置を講じています。

第2節 国の役割

第1 情報提供等

消防組織法第35条第1項では、国が、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、消防組織法に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うことを規定しています。

「消防組織法に定めるもの」とは、具体的には、第4条第2項第10号に定める助成や第49条に定める補助等です。

「その他の必要な援助」とは、具体的には、消防組織法第33条第6項において都道府県知事の行う援助と同様の、情報提供、調査研究、普及啓発、職員の派遣等の必要となる援助措置全般を示しています。

消防組織法第35条第1項に基づき、消防庁において、自主的な市町村の消防の広域化の推進方策の検討及び実施並びに都道府県及び市町村における広域化の取組の支援を行うため、消防庁長官を本部長とした消防広域化推進本部が平成18年7月に設置されており、各都道府県及び各市町村並びに各消防本部等からの個別具体の相談等に応じることとしています。

さらに、各都道府県及び各市町村からの依頼に応じて、消防広域化推進アドバイザーの派遣を行うこととしています。消防広域化推進アドバイザーは、消防の広域化を実施した消防本部関係職員から選定され、消防広域化の推進に関する検討会への参加や個別具体的な課題等への助言、消防の広域化の推進に伴

う具体的効果事例の情報提供等を行います。

第2 財政支援

消防組織法第35条第2項では、推進計画に定める組合せに基づき消防の広域化を実施した市町村が、広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費について、消防本部の財政運営に支障が生じないよう、当該経費に充てるために起こす地方債については、国が特別の配慮をすることを規定しています。

本項に基づき、市町村の消防の広域化への取組を支援するため、平成19年度から新たに「消防広域化支援対策」として、消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、市町村の消防の広域化に支障の生じることのないよう、ソフト・ハードの両面からの総合的な財政措置を講じています。平成26年度の財政措置の内容は次頁の図のとおりであり、これらの財政措置を重点地域に重点化することとしています。

【図】 消防広域化支援対策（平成26年度）

市町村分

I 消防広域化準備経費

- 消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

II 消防広域化臨時経費

- 消防の広域化に伴い臨時的に必要な次の経費について特別交付税措置を講じる。
 - ① 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費
 - ② 業務の統一に必要なシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
 - ③ 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
 - ④ その他広域化に伴い臨時的に必要な経費

III 消防署所の整備

1 緊急防災・減災事業

- (1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。）の増改築（再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。）を支援する。

▶緊急防災・減災事業債 充当率100%（交付税算入率 元利償還金の70%）

- (2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築を支援する。

▶緊急防災・減災事業債 充当率100%（交付税算入率 元利償還金の70%）

※ 消防署所等とは、消防署、出張所及び指令センターをいう。

※ 上記1は、広域化後10年度以内完了する事業（平成24年度までに広域化した場合には、平成34年度までに完了する事業）を対象とする。

2 一般事業

消防の広域化に伴う消防本部の整備を支援する。

▶一般単独事業債 充当率90%〔通常充当率75%〕

IV 消防指令センター（指令装置等）の整備

- 国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで、複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防広域化に伴い整備するものの整備を支援する。

▶緊急防災・減災事業債 充当率100%（交付税算入率 元利償還金の70%）

V 消防車両等の整備

- 広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備を支援する。

▶緊急防災・減災事業債 充当率100%（交付税算入率 元利償還金の70%）

※ 上記Vは、広域化後5年度以内完了する事業（平成24年度までに広域化した場合には、平成29年度までに完了する事業）を対象とする。

VI その他

- 国庫補助金の配分について
消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

都道府県分

I 消防広域化指導経費

- 消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

II 広域化対象市町村に対する支援に要する経費

- 広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。